

平成30年 2月14日

草津市議会議長 瀬川 裕海 様

草津市議会会派 公明党

代表 西村 隆行

「議員定数・議員報酬の算出手法を考える in 名古屋」への参加について、下記のとおり報告書を提出いたします。

記

1. 期 間 平成30年2月10日（土）

2. 日 程

・議員定数・議員報酬の算出手法を考える in 名古屋

2月10日（土） 午前10時から午後5時まで

3. 参 加 者 公明党 西村隆行

4. 添付資料

別紙のとおり

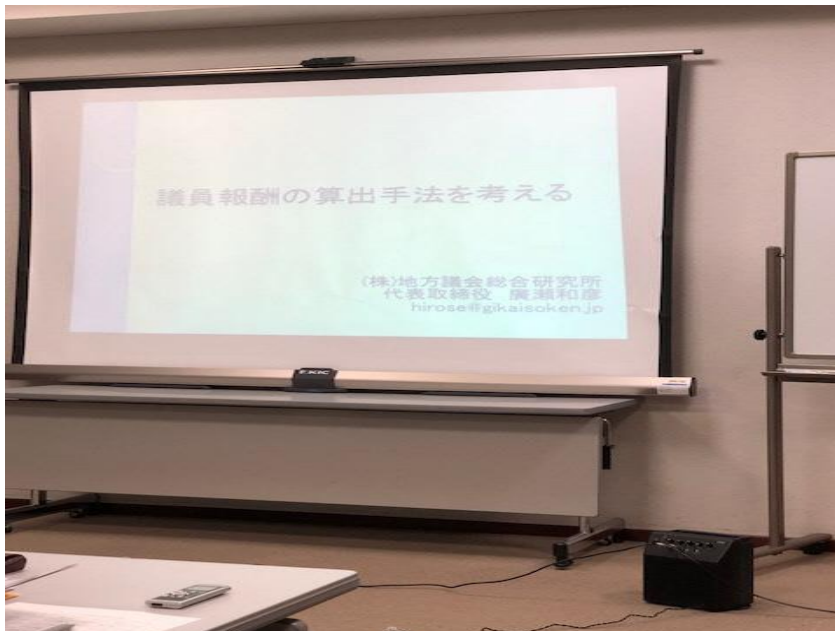
報告書

議員定数・議員報酬の算出手法を
考える in 名古屋に参加して

草津市議会 公明党

西村隆行

「議員報酬の算出手法を考える」



○日時：2018年2月10日（土）

午前10時から午後12時半

○会場：名古屋都市センター

14階第3会議室

○講師：(株)地方議会総合研究所

代表取締役 廣瀬和彦氏

○内容

富山県富山市における「富山市議会議員報酬引き上げ」時のマスコミの報道から始まり、議員報酬の「一般の報酬の概念のほかに、その地位に対し、職務と責任に応じて与えられる給付的性格を有す

るいわゆる給与的な性質をも併せ有する広い概念で用いられていり
面もある」との意義があり、その決定要因として「各団体の議会活
動状況」「財政事情」「住民所得水準」「類似団体との比較均衡」「世
論の動向」の5項目があると説明されました。

そして、世間で比較される諸外国においては、その地方議会の権
限が日本の地方議会と比べはるかに制限されていて、報酬の事だけ
で比較されるのは意味がないことを教わりました。

また、地方議員の報酬の名称を「歳費」としなかったのは、「歳費
という名称は年俸といった性格、色彩を強く帯びるものであると考
えられ、地方議会の議員には町村議会等の小規模団体の議会議員も
含まれることから、議員報酬についても年俸といった性格、色彩を
強く帯びるような名称を用いることは必ずしも実態にそぐわないと
考えられた」と説明されました。

さらに、現状の町村議会の人口別の報酬比較や市議会議員の専業
化が平成28年で43.2%になっていること等を紹介されました。

また、市民の皆様に議員報酬についてアンケートをとっても、一
方的なご意見しか出ないことも紹介されました。

次に、各地域での報酬に対する取組を紹介されました。

最後に、議員報酬算定の基準方式として、「①市政への貢献度を把握し、それをもとに議員報酬を定める考え方」「②執行部職員の給与を基準とする考え方」「③国会議員の歳費を基準とする考え方」「④日当制を根拠に算出する方法」「⑤当該団体の長の給与額を基準とする考え方」「⑥比較方式」「⑦議会費の割合を一定とし算出する方法」の7点をそれぞれ説明されました。

「①市政への貢献度を把握し、それをもとに議員報酬を定める考え方」については、「議員の市政への貢献度をどのように評価すべきか困難である」と説明されました。

「②執行部職員の給与を基準とする考え方」については、「選挙で選ばれた住民代表であることから一般職最高級である局長または部長の給与を参考に議員報酬を考える方式」と説明されたが、部長級の中でもどの等級を参考にするかを考慮しなければならない問題があると言われていました。

「③国会議員の歳費を基準とする考え方」については、「国会議員の歳費は国会法35条により一般職の国家公務員の最高の給料額より少くない額と規定」されていることから、国家公務員の最高給料額119万8千円より多い129万4千円になっているが、この基準額

からどのように考えて算出するかが問題と説明されました。

「④日当制を根拠に算出する方法」については、福島県東白川郡矢祭町の議員への日当制による報酬決定を例に説明されましたが、この考え方によって、議員は日当が出ない日は議員活動をしなくなったことをあげられ、この考え方は否定されました。

「⑤当該団体の長の給与額を基準とする考え方」については、「議員も長も公選により就任する特別職であり、対等の立場で当該団体の重要機能を分担し、共に住民に対して政治責任を負う地位にある等その身分、性格は類似」していると言われていましたが、いくつか例を参考に議員の職務遂行日数の計算方法に課題があると説明されていました。

ここで特に指摘されていたことは、議長の報酬が首長に比べあまりにも低いことでした。

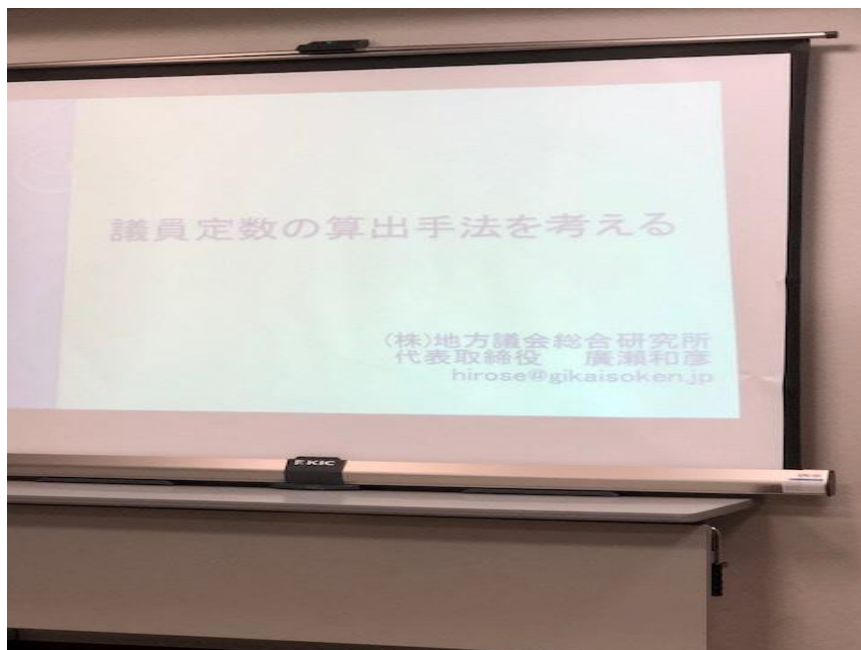
「⑥比較方式」については、類似団体と比べてどうかと考えると説明されていました。

「⑦議会費の割合を一定とし算出する方法」については、例えば議会費を歳出全体の1%に固定して、そこから議会運営費等の経費を引いた額を議員定数で割るという算出方法と説明されていました。

○所感

今回の研修を受講して、議員の報酬を決めていくのに7点の考え方を教えていただいたが、私個人としては「⑤当該団体の長の給与額を基準とする考え方」が最もふさわしいと判断するものですが、いずれの考え方を採用するにも市民の皆様にしかりとご説明できる根拠が必要であり、議員の活動をいかに多くの市民の皆様を知っていただけるのかが、大変に重要であることを再確認いたしました。

「議員定数の算出手法を考える」



○日時：2018年2月10日（土）

午後2時から午後5時

○会場：名古屋都市センター

14階第3会議室

○講師：(株)地方議会総合研究所

代表取締役 廣瀬和彦氏

○内容

最初に、議員定数の最少数は、議長と「合議をする複数人数」である2人からの3人であることを教えていただきました。

そして、国会議員について各選挙区への配分が選挙人比でなく人

口比であるのは、「憲法 43 条の国会議員が全国民の代表するという規定を準用し、議員は単に選挙区の選挙人の利益代表でないということを行っているだけでなく、非選挙人の代表であるということも意味しているから」との説明をされ、そのための議員定数であると言われていました。

続いて、ここ 6 年間の地方議員定数の推移をご紹介いただき、この推移と投票率推移が比例して減少している分析を紹介され、また、この二つの推移に同調するように無投票選挙が増加している現状も説明されました。

続いて、このような動向の中、いくつかの地域の取り組みと諸外国の状況を説明されました。

そして、「議会の議員が住民の声を反映するものである以上、住民の数が多くなれば多くなる程、それに比例して住民の意見の種類も多くなると考えられるから、これを議会に反映させるべき任務を担う議員の数も多くする必要がある」と主張されていました。

ところが、現状は議員定数は減少傾向にあり、また、事務局職員の体制もまだまだであることを説明されました。

続いて、議会の権能を発揮する議員定数における視点として、「①

議事機関としての権能」「②立法機関としての権能発揮」「③監視機関としての権能発揮」の3点を説明され、それに対して、各地域の議員定数の現状を分析されました。

最後に、議員定数の算定方式として「①常任委員会数方式」「②人口比例方式」「③住民自治協議会方式（または小学校区方式）」「④議会費固定化方式」「⑤類似都市との比較方式（人口規模・財政状況）」「⑥面積・人口方式」の6点を説明されました。

「① 常任委員会数方式」については、各地域の常任委員会の現状を分析しながらおおよそ市議会の常任委員会の委員数は7～8人程度が適当で、その委員数に執行部への監視能力を強化していくための常任委員会数をかけて議員定数を算出する方法を説明されました。ただ、議長がいずれかの常任委員会に所属するかしないかによって議長分の定員数を足すかたさないかは議論の余地があると補足されました。

「② 人口比例方式」については、当該地方公共団体の国勢調査における人口数を議員1人当たりの住民数で割ったのが議員定数とする算出方法と説明されたが、議員1人当たりの住民数をどれぐらいに想定するか議論しなければならないと補足されました。

「③住民自治協議会方式（または小学校区方式）」については、当該地方公共団体における住民自治協議会数または小学校区数に最低1人の議員を選出して、議員定数を算出する方法と説明されましたが、1票の格差に注意しなければならないと補足されました。

「④議会費固定化方式」については、当該地方公共団体の予算総額にしめる議会費から議員報酬以外の経費を引き、それを議員報酬で割って議員定数を算出する方法と説明されました。

「⑤類似都市との比較方式（人口規模・財政状況）」については、人口規模・財政規模類似する類似都市の議員定数を集め、それぞれの議員定数を当該地方公共団体の議員定数で割り、その値の平均値をとり当該地方公共団体の議員定数にかけて算出する方法と説明されました。

「⑥面積・人口方式」については、公職選挙法15条の「⑧各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別な事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」をもって説明されました。

○所感

議員定数の算出方法として6点を教えていただきましたが、私個人としては、行政に対する監視能力を重要視する「①常任委員会数方式」と1人の議員に対する人口数を考慮した「③住民自治協議会方式（または小学校区方式）」の両方の観点から議員定数を算出することがふさわしいと思っております。

ただ、議員報酬と同じく市民の皆様に対する説明責任をしっかりと果たしていくことは当然と思っております。